

快適トイレの設置に関すること

1 快適トイレの内容

受注者は、現場に以下の（１）～（１１）の仕様を満たす快適トイレを設置することとする。

（１２）～（１７）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

○快適トイレの標準仕様

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置を含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚（耐荷重を5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- （１０）鏡と手洗器
- （１１）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （１２）便房内寸法900×900mm以上（面積ではない）
- （１３）擬音装置（機能を含む）
- （１４）着替え台
- （１５）臭気対策機能の多重化
- （１６）室内温度の調整が可能な設備
- （１７）小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2 設置に要する費用

- （１）快適トイレの費用は、共通仮設費（営繕費）に当初から計上し、当初設計における設置台数は、男女別で1基ずつ計2基、設置期間は、工事日数（工期）とする。
- （２）快適トイレの仕様を満たし、ハウス型等の男女別トイレが一体型で男女別の入口になっているタイプ（以下「ハウス型」という。）が現場に設置されている場合は、「ハウス型」へ設計変更を行うこととする。
- （３）設置台数の上限は設けないが、設置基数は、現場毎に必要性を協議の上、決定する。
- （４）「推奨する仕様、付属品」にかかる費用については、計上しない。
- （５）運搬費は共通仮設費（率）に含むものとし、別途計上は行わない。
- （６）計上方法について、トイレの基本料金（1基当たり）及び1月当たりの賃料単価に設置期間（月数）を乗じたトイレ賃料を計上する。単価については、農林土木事業原単価表に記載の単価とする。
- （７）計上する期間は、実際に現場へ快適トイレを設置した期間として設計変更することとし、工事日誌やリース会社からの領収書等で確認する。
- （８）現場にトイレを設置しない場合や快適トイレの仕様を満足しない場合等については、設計変更の対象とする。

3 その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、本事項の対象外とする。